

○糸満市水道事業給水条例

平成10年4月1日

条例第5号

糸満市水道事業給水条例（昭和48年糸満市条例第6号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第9条）
- 第3章 給水（第10条—第19条）
- 第4章 料金、加入金及び手数料（第20条—第30条）
- 第5章 管理（第31条—第38条）
- 第6章 貯水槽水道（第39条・第40条）
- 第7章 補則（第41条・第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市（以下「市」という。）水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 市水道事業の給水区域は、市全域とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の5種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1か所で専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2か所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの
- (4) 船舶給水栓 船舶用として使用するもの
- (5) 臨時給水栓 建築工事、興行等臨時用として使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第7条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により管理者が工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において管理者が必要があると認めるときは、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下この項において「非常時給水装置工事事業者」という。）に給水装置工事を施行させることができる。この場合における非常時給水装置工事事業者が施行する給水装置工事については、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事とみなしてこの条例の規定を適用する。
- 5 指定給水装置工事事業者について必要な事項は、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第8条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(給水装置の変更等の工事)

第9条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第10条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市はその責を負わない。

(給水契約の申込み)

第11条 水道を使用しようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第12条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要であると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第14条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。

ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

(メーターの貸与及び管理)

第15条 メーターは、管理者が設置して、水道の利用者若しくは管理人又は給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に貸与する。

2 前項の規定により貸与を受けた者は、最善の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 第1項の規定により貸与を受けた者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(水道利用者等の届出)

第16条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用を開始し、中止し、又は廃止するとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火栓の使用)

第17条 私設消火栓は、消防又は演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第18条 水道利用者等は、最善の注意をもって、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第19条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。

第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の納入義務)

第20条 水道使用者等は、水道料金（以下「料金」という。）を納入しなければならない。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第21条 料金は、1か月について次の表の基本料金と超過料金の合計の金額とする。

給水装置	用途	使用料金		
		基本料金（1か月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）
		水量	料金	
専用給水装置	家事用	8立方メートルまで	1,042円	9立方メートルから20立方メートルまで254円
				21立方メートルから30立方メートルまで264円
				31立方メートルから50立方メートルまで278円
				51立方メートル以上297円
	営業用	10立方メートルまで	2,191円	11立方メートルから50立方メートルまで324円
				51立方メートルから100立方メートルまで337円
				101立方メートルから200立方メートルまで349円
				201立方メートルから500

				立方メートルまで 3 6 2 円
				5 0 1 立方メートル以上 3 7 4 円
	官公署用	1 0 立方メートルまで	2, 1 9 1 円	1 1 立方メートルから 1 0 0 立方メートルまで 3 4 2 円
				1 0 1 立方メートルから 5 0 0 立方メートルまで 3 6 8 円
				5 0 1 立方メートル以上 3 8 0 円
共用給水装置	共用	専用中の家事用に準ずる。		
船舶給水栓	船舶用	1 立方メートルにつき 4 4 4 円		
臨時給水栓	臨時用	1 立方メートルにつき 5 5 8 円		

(料金の算定)

第 2 2 条 料金は、定例日にメーターの検針を行い、その日の属する月分として算定する。

ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第 2 3 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料率の異なる 2 種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(特別な場合における料金の算定)

第 2 4 条 月の中途において、水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の 2 分の 1 以下のときは、基本料金の 2 分の 1
- (2) 使用水量が基本水量の 2 分の 1 を超えるときは、1 か月分として算定する。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を、日数が同じであるときは高い料率を適用する。

第25条 削除

(料金の徴収方法)

第26条 料金は、規程に定める様式を発行し、自主納付、口座振替納付の方法により毎月徴収する。

(手数料)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、それぞれ当該各号に定める手数料を管理者に納付しなければならない。

- (1) 設計審査手数料 1件につき 750円
- (2) 工事検査手数料 1件につき 750円
- (3) 指定給水装置工事事業者認可手数料 1件につき 13,000円
- (4) 指定給水装置工事事業者認可更新手数料 1件につき 13,000円
- (5) 指定給水装置工事事業者認定証再発行手数料 1件につき 1,000円

(配水管工事分担金)

第28条 管理者は、市の配水管布設工事によって利益を受ける者がある場合は、別に管理者の定めるところにより、その受益者から当該工事に要した費用の範囲内において、分担金を徴収することができる。

(水道利用加入金)

第29条 給水装置を新設し、又は改造（メーターの口径を増径する場合に限る。（以下本条において同じ。））しようとする者は、設置するメーターの口径により、管理者に水道利用加入金（以下「加入金」という。）として、次の表に定めた金額を納付しなければならない。

メーター口径	加入金額
13ミリメートル	16,500円
20ミリメートル	44,000円
25ミリメートル	71,500円
40ミリメートル	220,000円
50ミリメートル	352,000円
75ミリメートル	825,000円

100ミリメートル	1,320,000円
150ミリメートル以上	管理者が別に定める額

2 前項による給水装置の改造をしようとする者の加入金は、新口径に係る加入金と旧口径に係る加入金の差額とする。

3 加入金は、給水装置工事申込みの際徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、申込み後徴収することができる。

4 既納の加入金は、還付しない。ただし、給水装置工事の中止等特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(料金、加入金及び手数料等の減免)

第30条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第31条 管理者は、水道の管理上必要があるとき又は第18条第1項の届出があるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し修繕その他適当な処置を指示することができる。

2 水道使用者等が前項の処置をしない場合において、管理者が必要があると認めるときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3 前2項の規定による検査及び修繕その他必要な処置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第32条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第33条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道使用者等に対し、その理由の継続する間給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者等が第21条の料金、第27条の手数料又は第31条第3項の検査費若しくは修繕費、その他の費用を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者等が正当な理由がなく第14条第2項のメーターの設置、第22条のメーターの検針及び第31条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 第18条第1項の管理義務を著しく怠った者
- (4) 正規の手続をせず新設、改造、修繕その他不正工事を施行した場合

(給水装置の切り離し)

第34条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(督促手数料)

第35条 第21条の料金、第27条の手数料の延滞者に対する督促手数料は、督促状1通について100円徴収する。

(過料)

第36条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 第7条第1項の指定を受けないで給水装置工事を行った者
- (3) 第16条第1項第1号の届出を行わないで水道を使用した者
- (4) 正当な理由がなくメーターを移動し、又は加工した者
- (5) 消火の場合を除くほか、管理者に届け出ないで私設消火栓を使用した者
- (6) 止水栓又は分水栓を許可なく開閉した者
- (7) 前各号に定めるもののほか、市職員の職務の執行を拒み、又は妨げた者

(料金を免れた者に対する過料)

第37条 市長は、詐欺その他不正な行為によって、第21条の料金又は第27条の手数料の徴収を免れた者について、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当

する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

(原因者負担)

第38条 道路の新設、拡張、改修その他の理由により、配水管、給水管及びその附属施設の移設、撤去、改造その他の変更並びに修繕を要するときは、管理者がこれを施行し、これに要する一切の費用(損失水量費も含む。)は、原因者の負担とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第39条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。

以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第40条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の規定によりその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が別に定めるところにより当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第7章 補則

(職員等の立入り)

第41条 管理者は、次に掲げる業務を実施するため、土地又は建物にその職員又は当該業務を実施するにあたり適当と認める者を立ち入らせることができる。この場合において、水道使用者等は、正当な理由がなければその立入り及び当該業務の実施を拒んではならない。

(1) 市のメーターの設置及び検針に関する業務

(2) 第7条第1項、第9条、第19条第1項、第31条第1項及び第2項の規定、第34条の規定による給水装置の工事及び検査、水質の検査又は修繕その他の必要な措置を行う業務

(3) 第10条第1項の規定による給水の制限若しくは停止若しくは第32条第1項及び第33条の規定による給水停止又はこれらの解除に関する業務

2 前項の規定により土地又は建物に立ち入る者は、使用者の請求があったときは、当該業務に従事する者であることを証明する証票を提示しなければならない。

(委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前において、改正前の糸満市水道事業給水条例によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出その他の手続は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成12年3月28日条例第5号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月28日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月28日条例第25号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成17年3月規則第3号で、同17年4月1日から施行)

附 則（平成14年3月29日条例第14号）

1 この条例は、平成14年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第21条の表の規定は、平成14年4月分の使用水量に係る料金から適用する。ただし、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成14年4月末日までの間に水道料金の支払を受ける権利が確定されるものに係る料金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月27日条例第44号）

この条例は、平成15年3月31日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 19 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 21 条の表の規定は、平成 26 年 5 月分以後の月分として算定する料金から適用し、同月分前の月分として算定する料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 29 条第 1 項の表の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後の申込みに係る水道利用加入金について適用し、同日前までの申込みに係る水道利用加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成 27 年 6 月 18 日条例第 21 号）

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日条例第 13 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 23 日条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に臨時使用の承認を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 9 月 26 日条例第 26 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前から継続して給水を受けている者に係る改正後の糸満市水道事業給水条例（以下「新条例」という。）第 21 条の表の規定は、令和元年 11 月以後の月分として算定する料金から適用し、同月前の月分として算定する料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第 29 条第 1 項の表の規定は、令和元年 10 月 1 日以後の申込みに係る水道利

用加入金について適用し、同日前までの申込みに係る水道利用加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年１２月２０日条例第２９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和４年１２月２３日条例第３８号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２５日条例第１７号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２１条の表の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第２１条の表の規定は、令和８年５月以後の月分として算定する料金から適用し、同月前の月分として算定する料金については、なお、従前の例による。

附 則（令和７年１２月２４日条例第３９号）

この条例は、公布の日から施行する。